

会 議 記 録

会議名称	第 25 回 杉 並 区 環 境 清 掃 審 議 会	
日 時	平成19年11月2日（金）午前10時00分～正午	
場 所	区役所 中棟5階 第3・4委員会室	
出席者	委員名	丸田会長、はなし委員、小倉委員、岸委員、井口委員、保坂委員、柳澤委員、岩島委員、山室委員、奥山委員、岡田委員、小池委員、内藤委員、大澤委員、奥委員、境原委員 （16名）
	区 側	環境清掃部長、環境課長、環境都市推進担当課長、清掃管理課長、ごみ減量担当課長、杉並清掃事務所長、方南支所担当課長、建築課長、みどり公園課長、
傍聴者数	1名	
配付資料等	事前	第23回会議録（案）の確認 平成18年度適正管理化学物質の使用量等報告（平成17年度分）について 杉並区廃棄物処理手数料の改定について 「（仮称）杉並区レジ袋有料化推進条例検討会」の報告と今後の進め方について 「第4回すぎなみ環境賞」について
	当日	「環境博覧会すぎなみ2007」の開催結果について（報告）
会議次第	第25回杉並区環境清掃審議会 1 会長あいさつ 2 第23回会議録（案）の確認 3 議 題 報告事項 (1) 平成18年度適正管理化学物質の使用量等報告（平成17年度分）について (2) 「環境博覧会2007」の開催結果について（報告） (3) 杉並区廃棄物処理手数料の改定について (4) 「（仮称）杉並区レジ袋有料化推進条例検討会」の報告と今後の進め方について (5) 「第4回すぎなみ環境賞」について（報告） 5 その他 6 次回開催日程の確認	

<p>主要な発言 および 会議の内容</p>	<p>1 第23回会議録(案)の確認</p> <p>2 議題</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 平成18年度適正管理化学物質の使用量等報告(平成17年度分)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・杉並区として報告を受けるだけなのか、それともその報告に基づいて指導とか、そういうものをしているのか。 ・化学物質というのはわかりづらいですが、区民に何かわかりやすく解説をして、広報などで発表しているのでしょうか。 <p>(2) 「環境博覧会2007」の開催結果について(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政だけではなく区民、企業と一緒にやっているところが素晴らしいと思う。 ・年々内容が良くなっていて、その年に合ったテーマをやっている。 <p>(3) 杉並区廃棄物処理手数料の改定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別区長会総会において確認されたということは、23区全体での改定なのか。また、改定額の振り分けの2円、2円も区長会での決定なのか。 <p>(4) 「(仮称)杉並区レジ袋有料化推進条例検討会」の報告と今後の進め方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店会等は自主的に「レジ袋有料化等計画書」を提出することができるとなっているが、将来義務化にする予定はあるのか。 <p>(5) 「第4回すぎなみ環境賞」について(報告)</p> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の杉並中継所について ・省エネ行動計画、省エネに関するウェブサイトの開設 <p>4 次回開催日程の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回は1月16日(水)の10時からです。
--------------------------------	---

第25回環境清掃審議会発言要旨 平成19年11月2日（金）	
発言者	発言要旨
環境課長	<p>皆さん、おはようございます。お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>定刻になりましたので、第25回環境清掃審議会の開会をお願いしたいと思います。</p> <p>なお、11月1日付で説明員の異動がございましたので紹介をいたします。</p> <p>環境都市推進担当課長の木浪でございます。</p>
環境都市推進 担当課長	<p>木浪でございます。よろしくお願いいたします。</p>
環境課長	<p>開会に当たりまして、事務局より本日の委員の出席状況のご報告をいたします。</p> <p>現在、7名の方がまだ来られておりません。5名の方については事前に欠席ということでしたが、あと2名の方についてはまだ特段連絡をいただいておりますが、定足数につきましては過半数ということで、本日の会議は有効に成立するものでございます。</p> <p>また、傍聴の申し出はございません。</p> <p>以上でございます。</p> <p>次に資料の確認でございますが、事前にお送りしたものが、「第23回会議録（案）」でございます。それからその他4件でございますが、一つは、「平成18年度適正管理化学物質の使用量等報告（平成17年度分）について」、それから「杉並区廃棄物処理手数料の改定について」、それから「（仮称）杉並区レジ袋有料化推進条例検討会」の報告と今後の進め方について、それから「第4回すぎなみ環境賞」について、この5件でございますが、本日席上に「環境博覧会すぎなみ2007」の開催結果について（報告）」を配付させていただきました。</p> <p>以上でございますが、不足の資料がありましたらお申し出ください。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、丸田会長、開会よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>どうも皆様、おはようございます。お忙しいところ、また朝早くからお集まり、ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>では、ただいまから第25回の杉並区環境清掃審議会を開会させていただきます。</p> <p>今日の議題の数から見ますと、ゆとりを持って審議できるような議題の数、また内容かなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>

<p>環境課長</p>	<p>では、最初に「第23回の会議録（案）の確認」ということですが、事前に送付されています会議記録、いかがでしょうか。何かご質問とかご意見ございますでしょうか。お認め願えますでしょうか。ありがとうございました。では、（案）を取らせていただきます。</p> <p>では、次の3番目の議題に入らせていただきます。すべて報告事項でございます。</p> <p>では、まず最初に（1）番「平成18年度適正管理化学物質の使用量等報告（平成17年度分）について」、（2）番目「「環境博覧会2007」の開催結果について（報告）」も説明事項になっていますので、あわせて最初説明していただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、私から2件ご報告をさせていただきます。</p> <p>まず最初に、「平成18年度適正管理化学物質の使用量等報告（平成17年度分）について」でございます。</p> <p>これは、都のいわゆる環境確保条例に基づきまして、工場または指定作業場を設置している事業者で、58の化学物質について適正管理化学物質というふうに指定されておりますが、年間100キログラム以上取り扱う者は、事業所ごとに、毎年度、その前年度の化学物質の使用量等を報告することが義務づけられております。</p> <p>今回ご報告するものは、18年度に報告があった、17年度分の使用量等の報告の集計結果でございます。</p> <p>この報告の目的は、事業者が自ら排出する化学物質の量を把握し、届け出ることにより、自主的な管理を促進し、環境への影響を低減することでございます。</p> <p>一番後ろのほうに別紙で裏表ですがパンフレットがありますが、その物質等のことが記載がございます。</p> <p>今回ご報告をさせていただく状況でございますが、まず1番といたしまして、17年度分の報告書提出件数が58件でございました。業種別では、燃料小売業、いわゆるガソリンスタンドが29件、半分でございます。これが一番多くございました。それ以外に、普通洗濯業、クリーニング業が17件でございました。これは杉並区の状況です。</p> <p>東京都でございますが、東京都でも一番大きいものが、やはり燃料小売業が1,238件、41%でございます。それから電気メッキ業297件、10%、普通洗濯業が216件、7%ということでございます。</p>
-------------	--

記載のとおり、下の円グラフでございますが、ほとんど杉並区については半分が燃料小売業、それからクリーニング業ということになります。

それから、2番目でございますが、化学物質使用量等の概要でございますが、化学物質ごとの使用量、出荷量でございますが、報告書からは、区内で使用・出荷されている化学物質は19物質でございます。使用量全体の合計につきましては1万100トンでございます。出荷量合計では1万トンとなっております。

個々の化学物質でございますが、ガソリンの成分でありますトルエン、それから、裏面になりますがキシレン、それからベンゼン等が記載のとおり多い順番になってございます。

東京都全体の使用については63万トンということで、出荷量は56万トンでございます。これについても同様にトルエン、それからキシレン等が多くなってございます。

そこに棒グラフがございます。これは杉並区の物質別使用量の上から5番目まで記載をしたものでございます。

それから環境への排出量ということで、事業所外への移動量ということでございますが、区内の環境への排出量については、全体で18トンが大気に放出をされておりまして、事業所外への移動量については主に廃棄物でして、5.6トンでございました。

個々の化学物質につきましては、トルエン、テトラクロロエチレン、酢酸ブチル、それから酢酸エチルという順になってございます。

東京都全体については、5,900トンでございまして、これはトルエン、イソプロピルアルコール、酢酸エチルが多い順になってございます。

記載の下のほうに棒グラフがございますが、杉並区の物質の排出量で一番多い順に、記載のとおりでございます。

次に、そのそれぞれの物質ごとの内容がA4の横使いでございますが、一番上のほうから、イソプロピルアルコールから下の硫酸まで、19物質が今回杉並区の中では届出があったものでございます。

左側のほうの番号は、先ほどご説明しました東京都の条例上のパンフレットについている番号を書いたものでございまして、その順番に並べたものでございます。その中で真ん中辺の39番であります。トルエンが一番多く使われております。それぞれの物質ごとの数量は記載のとおりでございます。

裏面のほうでございますが、これは15年度、16年度、17年度3カ年についての

	<p>経過を書いた使用量についての表でございます。一番下のほうを見ていただきますと、15年、16年、17年と少しずつ減少傾向になっております。</p> <p>それから環境への排出量につきましても、15年、16年、17年ということで減少している傾向でございます。</p> <p>適正管理化学物質については以上でございます。</p> <p>続きまして、「環境博覧会すぎなみ2007」の開催結果について（報告）」ご報告させていただきます。</p> <p>おかげさまで天候にも恵まれまして、環境博覧会については盛況に終了することができました。</p> <p>まず開催日時、会場、共催事業、後援等は記載のとおりでございます。</p> <p>それから今年度のテーマでございますが、メインテーマについては「みんなでつくる環境世紀」それからサブテーマでございますが「地球を救え p(´-`) q すぎなみ省エネ作戦」～ストップ・ザ・温暖化！『今わたしたちにできること』～ということでサブテーマを設けて行いました。</p> <p>来場者数でございますが、13、14日については記載のとおりでございます、合わせて1万5,852人ということで、カッコ内が前年度でございますが、前年度に比べて約660人ぐらい増えている。4.4%ぐらい増ということでございます。</p> <p>共催事業が二つございまして、それぞれにつきましても記載のとおりでございます、これにつきましても昨年度、カッコ内に比べて本年度については増えているということでございます。</p> <p>それから、出展・協力団体でございますが、117団体、こちらについては前年度より少し、10団体程度減っております。</p> <p>その他でございますが、人数等記載のとおりでございます、特に一番下のところで、映画を上映いたしました。これはたまたま当日ですか、10月13日にアル・ゴア氏のノーベル賞受賞が報道されたということもありまして、かなり盛況で、映画会が午前と午後2回上映されましたが、それぞれ超満員の状況でございました。</p> <p>私からは以上でございます。</p> <p>わかりました。</p> <p>では、最初に（1）番目、「適正管理化学物質の使用量等報告について」、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。T委員、お願いします。</p> <p>T委員 単純な質問なんですが、使用量等が年度で3年だんだんと減っている、多少な</p>
--	--

<p>会長 環境課長</p>	<p>り減っているということだったんですが、これをどうとらえればいいのかなどというところなんです。これが減ると、どういう理由で減ったのかなとか、だからどういうふうに理解をすればいいのかなどというところをお考えを伺いたいと思います。</p> <p>では、課長お願いします。</p> <p>減少傾向ということですが、その理由といえますか、その辺のところは、この3カ年を見る限りでは確かに減ってきていますが、その理由がはっきりしたことはこちらでもわからないところはございます。</p> <p>ただ、こういう条例が平成13年から施行されていますので、それぞれの事業者の方々が、ある程度減っているということの中で、特に環境への排出量も減っておりますので、それぞれの方々が条例の趣旨を理解をされて、使うやり方とかを考えられて減ってきているというふうには考えておりますが、ただ実際その辺ははっきり調べているわけではございませんが、そのように考えられます。</p>
<p>会長 U委員</p>	<p>では、U委員。</p> <p>これは報告が義務づけられているということで、先ほど課長さんのほうから自主的管理を促すというご説明がございましたけれども、杉並区としては報告を受けただけということでしょうか。それとも何かそれに基づいて指導ですとか、そういうものをなさるのか。もう一つ、これは大きい排出量のものが四つぐらいございますよね。これが今盛んに言われている、フロンガスがオゾン層を破壊するとか、いろいろ言われておりますけれども、これらの物質が大気に放出される量が非常に多いわけですが、化学的にはどういう環境への影響を与えるかというようなことがもしおわかりになりましたら教えていただきたいと思います。</p>
<p>会長 環境課長</p>	<p>事務局、お願いします。</p> <p>まず一つは、1番目ですが、報告をいただいて、特にそれについて指導ということはしてございません。</p> <p>それから、先ほどの、特にこれで見ますと、多いものは、環境に排出されているのはトルエンが一番多くなっています。</p> <p>ただ、ちょっと私どもも具体的にそれが特に地球環境に影響するというところまではちょっと把握はしてございません。</p>
<p>丸田会長 O委員</p>	<p>では、ほかの方で。O委員、お願いします。</p> <p>今のご質問にあったように、化学物質というのはなかなかわかりにくいですが、こういう形で、恐らくP R T R法とか法律によって提出を義務づけられて、</p>

	<p>それを公開をするという形になっていると思うんですが、区民の方々にやはり何かの形でわかりやすく解説をして、まとめて区報か何かで発表されているんでしょうか。</p> <p>今、例えばこれは6月末の提出をまとめておられると思うんですけども、その1年間の中身としては特記すべき事項としては何かあったのかとか、それはどういう内容であったかとか、そういうようなことはなるべくわかりやすく説明をされたほうがいいんじゃないかと思うんですね。このP R T Rの表がここにくっついていますが、こういうのを見てもちょっと、どういうふうになっているのかさっぱりわからないというのが実感だと。専門家の方は別にしてですね。だからそういうことを何か考えられたらどうでしょうか。</p> <p>化学物質は石油なんかと一緒に使えば便利だし、絶対使わないというわけにはいかないわけですから、それなりの便宜をもたらすわけだけでも、ちょっと間違えると恐ろしいことになるので、そういう意味の間違いのない使い方とか、あるいは保管の仕方であるとか、たまたまそれを間違っちゃってこんなことが起きちゃったとか、そういうようなことは、せつかくこうやって年1回提出させるわけですからと思いますが、意見です。</p>
会長	<p>では、ご意見ということですので、今後検討していただければと思います。</p> <p>では、T委員。</p>
T委員	<p>何を知りたいかという、やはり一番問題は、だから我々どうなの、何か心配あるのかということだと思うんですね。そうすると、ここで書いてある3、添付資料の一番最後から2ページ目の、一番最後のシートの表側で、事故時の対応ですとか、こういうところが一番実は押さえにくいし、管理しにくいし、だったらどうなんだろうということに関わるところですね。したがってこの辺をもうちょっと的確に、だからこうだったよと、こういうことはなかったよとか、こんなところがあったよ、だから心配は、ある、ないというのはなかなか言いにくいですが、というような形でとらえていただくと、我々は、だったらいいんだと、こういうふうに理解もしやすいのじゃないかと思いますね。ですから、単純にこれだけだと、だからどうなのということになってしまうというふうに私は思っています、その点を検討いただけないかなと思うんですけども。</p>
環境課長	<p>先ほどもほかの委員からご意見ということでお話がありました。確かにこの化学物質がいろいろとありまして、それぞれの化学物質がどういう毒性があるとか、そういうこともこの状況でははっきりわかりません。それをどういう影響が</p>

	<p>あるかということも含めまして、それを広報で出すとか、それから区民の皆さん方にわかりやすい、それから実際事業者の方が使っていて、それがどういう問題があるかということも含んで、指導することも含んで検討させていきたいと思いをします。</p>
<p>会長</p>	<p>では、N委員、お願いします。</p>
<p>N委員</p>	<p>この化学物質の影響の差があると思うんです。並んでいると使用量だけで何キロというところで見えてしまうんですけども、それぞれに杉並区としてはこの物質に関しては指導が必要だとか、あるいは監視が必要だという物質があるのかなのか、またそれを注意して見ているのかということをご教えてください。</p>
<p>環境課長</p>	<p>実際指定されているものは58物質条例上指定されていまして、今回杉並は19物質ということですが、確かに委員ご指摘のとおりいろんな物質がありまして、量が少なくても問題があるということもあると思います。ただ現時点ではそこまではっきりした指導をしておりません。報告を受けてやっているところです。</p>
<p>会長</p>	<p>O委員。</p>
<p>O委員</p>	<p>先ほどの話の続きにもなるし、今のご質問にも関連するんですけども、当然化学物質が排出される先というのは、大気か水か土壌か、そんなところになってくると思うんですが、それぞれの排出される先についての規制値が法律で決まっていると思いますね。それを受けてまた条例でも決められているということになると思うんで、それに対する結果がどうであったかということは一つの判断基準になりますよね。工場があったところの跡地というのは大体間違いなく何か、重金属かあるいはVOCとか、汚染されているというふうに考えて間違いはないですね。それが例えば大阪のOAPの問題みたいに、跡地を利用したところが何年もたってから汚染されていたということがわかるというような事例もあるわけですので、そういう意味で、基準値に照らしてどうであったかという、先ほどちょっと発言をしたようなまとめをぜひお願いしたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>ご要望です。</p>
<p>H委員</p>	<p>では、H委員、お願いします。</p>
	<p>私、先日武田邦彦さんというどこかの大学の教授だと思うんですけども、環境についての講演というのを受講したわけです。そのときにその先生が、一時ダイオキシン、ダイオキシンというようなことで、物を燃やしてはいけないというようなことで大分騒がれていましたけれども、その先生に言わせると、ダイオキシンの濃縮したものを肌につけても、ちょっと肌が赤くなるだけだと。あれはそ</p>

	<p>んな有害物質ではないというようなことを講演の中で聞いたわけです。その先生の理屈というのは、実際にそれをやったんでしょけれども、大体400度ぐらいが一番物を焼いたときにダイオキシンが発生するというようなことを言われるわけですね。そうすると、有害物質を絶えず商売にしている、病気になって早死にしたということを余り聞かないというようなことを言っていたんですけども、実際焼却の問題ですよ。</p> <p>秋口になってイチョウの葉が落ちる、掃除する。燃やしてはいけないというようなことで、ごみでは出していますけれども、そうは言ってもやはり燃やさないというような、煙を出してはいけないというようなことになっていますけれども、その辺の改革というのですか、実際そのダイオキシンが有害であるのかないのか。完全に人体に害を及ぼすのか。その辺のところをちょっとお聞きしたいのと、調べていただきたいのと、両方あるのですけれども、見解というのはどうでしょう。</p>
環境課長	<p>確かにダイオキシンは有害物質と考えていますが、ただダイオキシンもいろいろな種類があって、そこが私どももわからないところがあります。特に毒性が強いものと毒性が強くないものというようなことがありまして、ただ有害物質ということでは、強い毒性を持つものだというふうには考えています。</p>
H委員	<p>ただ、今言ったようにいろんなケースがありまして、その中で問題があるものになるかならないか、そこがなかなかわからないところはございます。</p>
環境課長	<p>燃やしていいということになれば、随分楽というのはおかしいけれども、そういうような状態にはなるんじゃないかなと思います。</p>
環境課長	<p>現在は燃やすとダイオキシンが出るということで、それは条例上禁止をしています。</p>
環境清掃部長	<p>よろしいでしょうか。今H委員がおっしゃった武田教授、最近本も売れているし、いろんなことをあちこちでお話されていますけれども、杉並区は武田教授の意見に組みしません。あの方がどう言おうと勝手ですが、杉並区はこの環境基本計画を定めて、ダイオキシン類に対する徹底した規制と指導をし、また焼却炉についても、小型焼却炉についても、今課長が言ったように、ちゃんとした規制をしていますし、たき火等も禁止している。またごみの焼却という観点に立てば、杉並清掃工場では850度、常に一定の温度、高温で焼却をして、ダイオキシン類が発生しないような、そういうあらゆる面でダイオキシン類の対策をとっているということでございます。</p>

H委員	<p>ダイオキシンにも有毒なものがあるというようなことでしたけれども、その辺のところは私、わかりませんが、さほど有害じゃないものに対してそれだけの資金なり焼却炉なりつくるといふこと事態が、そうするとちょっとむだなことかなというふうな気はいたします。実際は私、よくわかりませんが、その教授がどこへ行ってもそういう講演をやっているはずですから、杉並区がそれを意にしないというふうなことですが、実際にはどうなのかということですよ。だからその方がうそを言っているのかどうか、その辺のところをお聞きしたいのですが。</p>
環境清掃部長	<p>うそかどうかではなくて、環境問題についてはいろいろな学者・研究家がいろいろなご自分の調査や研究に基づいてご意見を発表していますから、甲という人はこう言う、それに対して乙という人は反駁する。甲論乙駁の状態ですね。けれども、私ども杉並区としては、環境基本計画を定めて、また条例も定めて、ダイオキシン類の対策については徹底した対応をとっているということで、武田先生がどういふふうなことをあちこちで言っても、私どもは私ども区の考え方に立って対応しているということでございます。</p>
H委員	<p>簡単に言えばダイオキシンが有害か有害じゃないか、どの程度のものか。例えばトリクレンだとかいうものはもう廃止されて、フロンも廃止されてというようなことになっていますけれども、この辺でいくと、キシレンだとかイソプロピルアルコールだとか、トルレンだとかありますよね。その辺に比べてどうなのかというふうなことで私言ったんですけれども、この意見を別に言い張るつもりはないんですけれども、その辺の見解はどうなのか。</p> <p>最近ごみの収集も少し変わってきましたよね。そういう点でその辺のところがかきまわされているのかなというふうな気持ちを持ったものでちょっと言ったわけです。</p>
環境清掃部長	<p>ご意見ありがとうございました。</p> <p>私どもも、今ご指摘あったように、ごみの収集が今後分別の仕方が変わっていくという中で、同じような疑問といいますか、意見をお持ちになる方もいらっしゃるかもしれないということで、その辺のことをよく勉強しながら、きちんと説明できるようにしてまいりたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p>
H委員 会長	<p>わかりました。</p> <p>では、よろしく願います。どうもありがとうございました。</p>

	<p>(1) 番目の議題については大体よろしゅうございますか。先ほどO委員からもご要望が出ていましたけれども、本当にわかりにくい。それで、大きな事業所で、ある一定以上出していますと、環境コミュニケーションということで、周辺の人たちとか、その自治体の人たちにいろいろその企業から説明しなければいけないという環境コミュニケーション活動というものが必須になっているんですけども、杉並区の場合は中小が寄り集まっているということで、そういうことも必要ないということになっていますね。ですから代表して区のほうがそういう中小からのこういったものが出ていて、こうだということを説明すること、それもまた大事になってくるのかなと思います。では、どうぞよろしくお願いします。</p> <p>では、(2) 番目の環境博覧会につきましてご質問、ご意見ございましたらお願いします。よろしゅうございますか。では、B委員。</p>
B委員	<p>2～3ちょっと質問させていただきたいのですが、13日、14日、2日間開催されました環境博覧会、やはり土曜日よりか日曜日のほうが、人数的には3,000ぐらい多いようですけれども、毎年やはり日曜日のほうが多いのですか。</p>
環境課長	<p>2003年のとき以降は全部日曜日のほうが多いのですが、2002年のときは土曜日といますか、1日目のほうが多い日がありました。</p>
B委員	<p>これはやはりイベントとして、「不都合な真実」であったりとか、こういうようなものに、北野大さんの講演であったりとか、それが日曜日にあったとか、そういうような理由で増えているとかあるのですか。偏っているような。</p>
環境課長	<p>「不都合な真実」は今回土曜日のほうでしたので、ただ日曜日のほうにいわゆるウルトラマンショーとかがあるので、お子さんたちが結構多いということで、そちらのほうが多くなっていると考えています。</p>
B委員	<p>そうですね。私も土曜日と日曜日、2日間見させていただいたんですけども、日曜日、ウルトラマンショーが2回ありまして、午前中の部と午後の部、そして午前中は始まりが11時ぐらいなのに、もうステージのところに席取りが始まって、9時過ぎた段階でもういっぱいになっていたという、それぐらい人気がありました。また、お子さまが来れば親が来るものですから、その親の数のほうが多いのかなと思って、この3,000ちょっとですか、多いのかなと人数を見ているんですけども、これから先、環境博覧会を開催されていくと思うんですけども、イベントとして、ウルトラマンが来たのはすごいよかったと思うんですよ。子どもたちはすごい理解していたし、ウルトラマンやバルタン星人がああいうふういろいろ教えてくれると、子どもたちは素直にウンウンとうなずいているも</p>

	<p>ので、親もああこういうことが子どもたちに影響があるのかなど。</p> <p>そしてまた、例えばほかのところでこういうイベント、ウルトラマンショーとかをやっていくと、人数限定で、握手をしてくれる人数が限られているんだけど、今回みたいに全員握手してくれると、ものすごい子どもたちも感激して、親も感激して帰ったみたいなんです。これから先、こういうようなイベントというのは、根気よく続けていく中で、例えば杉並戦隊イレンジャーみたいなのが出てきても余り人気ないかなというように、ウルトラマンのほうが人気あるかなというように思うし、それから「ストップ・ザ・温暖化！『今わたしたちにできること』」というサブタイトルがついているところで、これからもこういう形で訴えていくと思うんだけど、この先どのような形で環境博覧会のイベント等を考えておられるのかというところをちょっと聞かせてもらえますか。</p>
環境課長	<p>委員ご指摘のように、確かにウルトラマンのところは多かったということで、特に、最初この環境博覧会については、「みんなでつくる環境世紀」ということで始まりまして、ただその時々、今回、去年と今年だと思いますが、地球温暖化のことがクローズアップされています。特に環境問題がされていますので、その辺のことを、また特に省エネ行動計画を昨年作りまして、今展開をしている最中なので、それに関連して、来年度以降もその辺を充実していきたいと思っています。</p> <p>ただ、皆さんに来ていただくために何かそれなりのイベントをしないと、来ていただけないということもありまして、今回も特に環境に絡んだような演出をしたものでございましたけれども、そういうものも含んで検討したいと思っています。</p>
B委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>子どもたちに言わせると来年は仮面ライダーがたくさんいるので、仮面ライダーが来てくれるとうれしいなと言っていましたので、その辺のことも考慮して、親を引っ張って、環境問題について深く考えさせてくれるようなテーマと、それからまた講演の中でも、あの流れでやはり子どもと一緒に聞けるような、北野大さんのおもしろいような講演であったりとか、そういうものをしていただけたらいいなと思いますので、その辺は要望させていただきまして終わらせていただきます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、C委員。</p>

C委員	<p>環境博覧会についてですけれども、私も2日目に参加させていただきました。初めて参加させていただいたんですけれども、たくさんの方が参加しているということで、ちょっと驚きましたというか、なかなか大きな集会になっているんだなと思ったんですけれども、ただ場所が大変行きにくくて、私なども行くのにちょっと考えてしまう地域なんですね。どうしてもあそこが環境にかかわるセンターのようになっているんだと思うんですけれども、子どもたちが参加などをする場合に、この地域では毎年こうやって開かれていると思うんですけれども、地域的に偏ってしまうのかなと思いました。子どもがこんなに来ているというのが意外だったんですね。やはり子どものときに環境に対するいろんな意識を持たせていくというのが大事だという点では、うちのほうには全くこういう風が吹いてないなと思うと、ちょっと残念かなという点で、確かに場所がここだと区のほうとしては便利なんだと思うんですけれども、そういう点で毎年いろんなところでやるとか、地域的な問題もちょっと考えていただけると、全体の地域の意識が変わってくるのかなと思います。まあ全体的なところから来ているのかどうかというのは多分そんなにつかめてないと思うんですけれども、やはり自分の身近であれば行ってみようと思うので、そんな点ももしできましたら考えていただけたらなと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。また事務局のほうで検討させていただきます。</p>
N委員	<p>N委員。</p> <p>すみません、ちょっとお伺いしたいんですが、実は今年初めて行かせていただきました、すごく企業といますか、メーカーとか企業が多いのにちょっと驚いたんです。実は一つのところで、たまたま声をかけていただいて、中に入ってアンケートとかにお答えしたんですが、マンションですという、ああそうですかと、急に関心をなくされて、営業が目的ではもちろんないと思うんですが、この企業で出ていらっしゃる方は何をされているのかなというのにちょっと失望を感じたんですね。</p> <p>杉並区の環境博覧会に出て企業が訴えていることというのは、多分私たちの取り組みが困難なので、杉並区だけじゃなくて、私たちが扱っていることで日本の、世界の環境をよくしましょうということだと思うんですが、何となくちょっと狭い意識を持っていらっしゃるのじゃないかと思ひまして、それを杉並区のほうでどういうふうテーマとして外れないように、指導というのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、認識していただいているのかということとを徹底されて</p>

<p>会長 環境課長</p>	<p>いるのかなというのを思いました。</p> <p>もしこのままこういう形で続いていくのならば、参加されている営利に関係している団体にこの認知というのをすごくきっちりしたほうが外れていかないのかなと思いましたが、その辺をお願いしたいと思います。</p> <p>では、お願いということでもいいですか。</p>
<p>会長 P委員</p>	<p>確かにそういう出展者は、特に厳格な基準で選んでいるわけではなく、環境についてということで出ていらっしゃるんですが、委員ご指摘のとおりいろんな問題もあるというように考えられますので、こちらで企画しているものもごさいませけれども、それ以外の、いわゆる企業が出展するケースについては、その辺は精査をしていきたいと考えています。その辺を環境に合うような、出ているやり方、それから来る人の意識、そういうことも高めて出展をしていただきたいというようなことについては考えていきたいと思います。</p>
<p>会長 O委員</p>	<p>P委員</p> <p>やはりお祭りという部分も含まれていますので、余り企業・企業とか、そう言わないで、今みたいにみんなが本当に心を一つにして、どれもこれも環境を目指して、いいところにみんなでいい環境で住もうという目的が一つなんだから、そういうのは多少ずつみんな触れて出展しているわけだから、余りうるさいことを言ったり、余り細かいことをできるだけ言わないほうがいいと思います。やはり完成度を考えて、今年だって去年だって大成功しているわけですから、やはりお客もそれ以上来ていただければいいけれども、周知も大変していますよ。ともかく掲示板にはすごい、それから回覧板では来る、本当に皆さんにはこの博覧会というのは確かに浸透しています。来るか来ないかは別にして、非常にそういういいことの目的を、内容が十分その回覧の中に入っておりますので、やはりそれはそれでいいとしましょうよ。</p>
<p>会長 O委員</p>	<p>ほかにございますか。O委員。</p> <p>今まで何回かこの博覧会に関係してまいりまして、この博覧会のすばらしさというのは、行政だけがやっているのではなくて、区民の方々、それから企業と、行政と、この三者が一緒になってやっているというところが大変すばらしい、これからの一つの方向というのを示していると思うんですね。</p> <p>特に、だんだん回を経るにつれて、今年なんかは区民の方々かなり前面に出てきましたですね。その中でも特に女性の活躍は大変なものがありました。やはりこの環境の問題についての女性のセンスというのは、これはもう大いにこれか</p>

	<p>ら、ますます出していただく必要があるなと思っております。</p> <p>それから、もう一つは企業の問題が今出ました。企業の問題は確かに、企業というのはある適正利潤を上げてもうけていかなければ企業自体がなくなってしまうから、企業の立場というのはやはり自分のところの事業というものが頭にあるというのは、これは否定できないですね。ただ、自分たちの専門の見地から、環境に対してこういう特徴があるよとか、こういう商品があるよというものをああいふ博覧会の場なんかで並べて出す。それを選択をしてどうするかという判断は、これは区民の生活者の方々、あるいは行政がやるということになってくると思うんです。主体性はそういう意味ではあくまでも生活者であり消費者である区民の方々にあるということで、これからももっと区民の方々が大いにひとつ主体になってやっていただければと感じました。</p>
<p>会長 L委員</p>	<p>では、どうぞL委員。</p> <p>私は環境博覧会が始まった一番最初からずっとかかわっているんですが、内容がすごく充実していて、質と言ったらいろいろありますが、大変内容が向上しているということが年々わかるんです。そして本当に区民の団体、環境団体はじめ消費者団体の方々が、その日のために一生懸命やっているというのを、私は自分のところで出展しているものですから、企業などは一々見られなくて残念だと思うんですが、でも本当に区民の皆さんが一生懸命やって、そしてその内容の質を向上させる、また本当に時代というか、その年々に合ったテーマを一生懸命探し求めてやっているというのがわかっていましたので、すばらしいなと思いました。</p> <p>特に、私のところでは、区民の皆様にありがとうございますと本当にお礼を言いたいのは、みどりの基金というのがありまして、今年はものすごくその基金の募金の量が多かったんですね。すごくうれしいことでした。皆さんが緑に対する理解が深まっていっているというのが、何か基金のお金の量にして換算するのは失礼な言い方かもしれませんが、それに基金を募金してくださるということが、やはりそういうことに理解を示した結果だったのではないかと思います。</p> <p>ここでまた、広報ではお礼を言っているとは思いますが、本当にありがとうございます。</p>
<p>会長 U委員</p>	<p>U委員、どうぞ。</p> <p>私はずっと見させていただいていたんですけれども、今年は残念ながら行って</p>

	<p>いないので、毎年毎年ステップアップしている状況が1年空欄になってしまっ て、来年はぜひ行きたいなというふうに思っております。</p> <p>先ほどC委員でしたか、あそこだけではなくて、いろんなどころでというふう なお話もございまして、気持ちとしては、私なんかも方南町のほうですのでちょ っと離れていますから、近くでやっていただければと思いますけれども、ああい う場所が拠点として区民の意識の中にも入っていますし、地域的にも、ちょっと 不便なところもあると思いますけれども、それはやむを得ないのかなと思いま す。あれだけの会場を確保するというのは施設のにも無理だろうと思います。</p> <p>それから、それに関してですけれども、前期のときに、ちょうどこの時期は地 域の行事といろいろ重なってしまうので、何とか日にちを変えてほしいというよ うな、そういうご意見が出ておりました。そのときに、その地域の祭りの中ある いは行事の中に環境的なものを組み込んで、区全域でこの時期を環境に取り組 む、そういうものにしたらどうかというご意見がこの中に出ていましたので、そ ういう視点で、これはずっと続けられることと思いますので、やっていただけ ると、その場所を移すというふうなことの意義といたしますか、そういうものが区全 体に広がっていくと思いますので、そういう努力をしてほしいというふうに考え ます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>大体よろしゅうございますか。K委員。</p>
K委員	<p>一つ教えてください。</p> <p>去年までは無料バスを出しておられて、今年は初めてバスの無料券を発行され ましたね。それで去年のものはどうでもいいですけども、今年実際に無料券を お出しになって、この中で何人ぐらい利用されているのか、その数字だけ教え ていただきたいと思います。</p>
環境課長	<p>少々お待ちください。</p> <p>2日間で1,245枚でございました。</p>
会長	<p>よろしゅうございますか。</p> <p>環境都市推進担当課長、何か一言。突然ですけども、皆さんの思いが発表さ れたから、何か来年からどういうふうにするとか、多少でも思いを一言お願いし ます。</p>
環境都市推進 担当課長	<p>皆様方の参加された団体の方々や、協賛していただいている団体の方々、それ からご覧になっていただいた皆様のいろいろな熱いご意見を受けて、来年どのよ</p>

<p>会長</p>	<p>うに展開していくのかということを重ね受けとめて、仮面ライダーが来られるように交渉していきたいというような、実行委員会で提案をしてみたいというふうを考えているような次第でございますので、よろしくお願いしたいと存じます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>どうもありがとうございました。突然で失礼しました。</p> <p>では、関係者の皆さんいろいろご苦労さまでした。また、開会式のときに小池委員は司会を務められて、大任を果たされておりました。ご苦労さまでございます。</p> <p>では、次に移らせていただきます。</p> <p>(3) 番目の「杉並区廃棄物処理手数料の改定について」、清掃管理課長お願いいたします。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>清掃管理課長でございます。「杉並区廃棄物処理手数料の改定について」ご報告をさせていただきます。</p> <p>この手数料の改定につきましては、今般の第3回区議会定例会において改正条例案を提出し、ご議決をいただいているものでございます。中身についてご説明を申し上げます。</p> <p>1番ですが、改定の対象となりますのは、事業系一般廃棄物の処理手数料、それから1日平均10キログラムを超える量の家庭系の廃棄物の手数料、また、家庭または事業者から臨時に排出されるごみ処理の手数料についてが対象となります。</p> <p>改定の内容ですが、現在1キログラム当たり28円50銭をいただいているところですが、これを32円50銭に、キログラム当たり4円の改定を行うものでございます。</p> <p>一つ飛びまして4番でございますが、これまでの経過でございますが、現在の28円50銭という手数料につきましては、平成6年に改定をして以来、10年以上据え置きとなっていたものでございまして、廃棄物の処理原価と手数料との間に乖離が生じてございました。このことにつきまして区長会においても改定を行うとこの確認が行われているものですが、若干中身をご説明します。乖離がどのくらいあったのかということなんですけれども、杉並区の平成15年から17年のごみ処理コストで計算いたしますと、杉並区では1キログラム当たり51円50銭のコストがかかってございまして、それに対して現在は28円50銭の手数料を頂戴しているという状況になってございまして、この間は税によって補っているという</p>

状況でございます。

それから、5番でございますが、影響となる排出事業者の方につきましては、業者に委託収集を依頼されている事業者の方、処理業者の方、区で収集するごみの収集日に有料ごみ処理券を貼付して出している事業者の方、粗大ごみを排出される区民の方となっております。

もうちょっと中身をご説明いたしますと、1番の中にもございますように、家庭ごみについては現在1日平均10キログラムの量を超えない場合は無料ということになってございます。では1日平均10キロというのほどのくらいのごみの量になるかということですが、45リッターの袋に換算してご説明いたしますと、可燃ごみが週2回、それから不燃ごみが週1回の週3回収集しているわけですが、それぞれの収集の日に45リッター袋3袋までについては無料という形になってございますので、一般の区民の方についてはこの手数料の影響というのはいらぬと見込んでいるものでございます。

それから、4円の改定になるわけですが、事業者の方は有料ごみ処理券を貼付して排出していただいているわけですが、こちらのほうも45リッターの袋でご説明いたしますと、45リッターの袋一つ当たり、改定額の影響が31円になりますので、例えば1回一袋を週3回出して52週ということになりますと、事業者の方は年間で4,836円の負担増という形になるものでございます。

それから、裏面のほうをご覧いただきたいと思っております。今後のスケジュール等ですが、先ほどご説明いたしましたように、9月、10月に開かれました第3回の区議会定例会において改正条例案のご議決をいただきました。今後は23区の共同PR、それから区内の商店連合会、商工会議所等への説明、それから商工だより等への掲載をお願いしているところでございます。また、販売店につきまして、区内に公募店がございますので、そちらにも説明会を行うという予定になってございまして、周知を図ってまいります。

恐れ入ります、1枚目にお戻りください。

ちょっと飛ばしてしまいましたが、3番のところですが、改定の時期です。この改定につきましては、20年、来年の4月1日から実施するということになってございまして、特例がございます。粗大ごみや臨時に排出するごみにつきましては、3月中にお申込みいただいて4月中に収集する場合は旧単価を適用いたします。それから、事業系のごみ処理券につきましては、既に購入をされている事業者の方もいらっしゃると理解してございまして、この旧券、古い改定前の料金の

<p>会長</p> <p>R委員</p>	<p>金券になりますが、処理券につきましては、4月30日まで、1月間引き続き使えるという特例を設けているものでございます。</p> <p>私のほうから改定につきましては以上でございます。</p> <p>わかりました。</p> <p>では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。R委員、お願いします。</p> <p>この改定ですけれども、表題のところに「杉並区廃棄物処理手数料」ということですけれども、4番のこれまでの経過等の（2）のところに、特別区長会総会において確認されたとあるということは、杉並区だけでなく東京都全体で改定をするのですね、ということがまず一つです。</p> <p>それから、二つ目になりますけれども、改定しなければならぬ必要性を今説明していただきましたけれども、その中で、原価が変わったんだよというお話がありまして、変わったことについては、時代とともに今物価が上がったり下がったりしますけれども、今の時代、上がったんだよというのかどうなのか。</p> <p>それから、もちろんだのくらいごみを出す方が負担すればいいのかなという程度問題をどのくらいにお考えなのかというのが、もしこの特別区長会総会なんかに出ていましたら、このくらい負担してもらおうというようなこともちょっと説明していただけたらと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長</p> <p>清掃管理課長</p>	<p>事務局、お願いします。</p> <p>何点かご質問をいただきました。</p> <p>まず、この手数料の改定についてなんですけれども、各自治体が手数料を条例で定めていますので、各区が議決をいただいて改定をするということになっているわけではございますが、これまでの清掃事業は東京都が移管までは一括して行って、許可等も行っておりました。そういった中で、これまで23区が同じ料金設定に、現在28円50銭というのは23区共通の金額になっているものでございます。</p> <p>それで、こちらの金額というのが、実は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中で、各自治体の定めたこの料金の金額を、事業系の一般廃棄物の収集業者さんがいらっしゃるわけですけれども、そういった収集業者さんは各自治体のこの金額以上を取ってはならないということが法律上規定がされてございます。したがって、各区で金額が異なるということにつきましては、現在中野区の事業者さんから排出されたものとか杉並区の事業者さんから排出されたごみを混載をしているといいますか、区ごとに収集するのではなくて、幾つかの区をまたがって</p>

	<p>収集されているという実態等がございますので、その辺の観点からも、23区の中で共通したこういった改定を行っていかうということの確認がなされたものでございます。もちろん各区によってコストが異なりますので、上げ幅が、もっと上げたいという区もあるとは思いますが、今般はこの金額でということの確認がされました。それが一つです。</p> <p>それから、原価がどのくらい上がったのか、横ばいなのかということでございますけれども、原価については上昇をしてございまして、乖離が生じたということでございます。</p> <p>それから、どの程度まで処理手数料を引き上げるのかということで、それにつきましてやはり税との関係というのが、大きな考え方があろうかと思えます。各区におきまして、特に杉並区におきましてそういった行政コストを削減するという取り組みを行っておりますので、それをまずやるべきだろうと考えているものでございまして、今般の改定に当たりまして、各区においては、区民生活等への影響も考えて、一気にこの乖離を解消するということではなくて、徐々にといいますか、段階的に見直していくべきだろうという判断のもと、今回4円ということに落ち着いたというところでございます。また改定につきましては、負担の適正化というところがございまして、見直し等は今後必要になってくるだろうと思えます。</p> <p>それから、ちょっと一つだけつけ加えさせていただきますと、事業系の廃棄物につきましては、こちらにつきましても事業者が自己処理をするというのが原則になっております。これも法律の定めになってございまして、各自治体は、自治体の収集に影響のない範囲でそれを受け入れることができます。それを受けまして区は条例の中で事業系のごみを排出される方につきましては手数料を徴収しますという規定になってございますので、そういった流れの中で定められているものということでございます。</p>
<p>会長 ○委員</p>	<p>では、ほかの方でございましたらお願いします。○委員、お願いします。</p> <p>ちょっと教えていただきたいのですが、さっきお話になったキログラム当たり51円50銭ですか、この値段はどういう性格の値段でしょうか。今ここの表に載っている28円50銭を32円50銭にするというのと、それから先ほどお話になった51円50銭との関係というのはどう考えたらよろしいでしょうか。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>基本的にはこの数字のA欄、B欄のところの合計額が51円50銭ということで、内訳で申しますと、収集運搬で32円ほどかかっています。それから処理処分のと</p>

<p>○委員</p>	<p>ころで19円50銭というのは、現在処理処分、中間処理ですね。清掃工場の焼却につきましては清掃一部事務組合で行っているわけですが、一部事務組合の処理コストが19.5円というふうに算出させていただきますので、それぞれまだまだというか、実態とは今回の改定額をもって乖離は生じているという、一部を解消するという状況になっているということです。</p> <p>そうしますと、51円50銭というのはかかっているコストであるということですね。そのかかっているコストが今時点において51円50銭になっている。改定前の手数料28円50銭のときのコストは幾らだったのでしょうか。つまりコストが幾ら上がって、それに対して今度の手数料のアップを幾らにしたかということをお教えいただけますか。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>平成6年当時ですと、ほぼフルコストだったように記憶しております。</p>
<p>○委員</p>	<p>そうすると28円50銭がコストそのものであった。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>これに近い数字だったと思います。</p>
<p>○委員</p>	<p>そうですね。そうするとコストそのものが随分上がっているということになるわけですね。</p> <p>それから、先ほど収集運搬部門が32円で19円が処理部門というお話があったんですが、コストの構成要素からすると、何が一番上がっているんですか。例えば人件費であるとか、いろいろありますよね。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>収集運搬にかかる部分については、やはり人件費が最もウェイトを占めているというのは実態でございます。それから、年々この中で分別の変更等を行って、さまざまな資源化等を行っておりますので、そういったような経費等も乗ってきているということは実際としてはございます。ただその中でも、コスト増につながるような施策と申しますか、委託の拡大であるとか、そういったような形の取り組みは進めているところでございまして、今後も進めていく予定でございます。</p>
<p>○委員</p>	<p>コストダウンのための努力は当然一生懸命やっておられると思うんですけども、平成6年から今時点まででこれだけの、28円50銭から51円50銭までコストが上がるという、コストアップの比率というのは相当なものですね。それでちょっとお聞きしたのですが。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>ちょっと今資料を出しますのでお待ちください。</p> <p>一つはやはり人件費という話を申しましたし、あと工場等の建設コスト等もかかってございますので、それらについては見込まれているわけなんですけれど</p>

	<p>も、ただ、清掃工場につきましては今後建て替え等も予定されているところがあるわけですが、低減していただろうと考えてございますので、それについては今後改定の時期によくまた過去の数値等を算定して行っていくという形になるかと思えます。</p>
<p>○委員 清掃管理課長</p>	<p>工場の新しい投資の償却が膨らんだというふうに考えればよろしいですか。</p> <p>年々処理技術が革新する中で、また先ほどもダイオキシンのお話が出ておりましたけれども、杉並清掃工場においてもダイオキシン対策の排気であるとか排水の設備工事等を着実にやっているところでございます。そういった意味では、今杉並清掃工場は一番年度の経過した建物ではございますけれども、設備的にはほかの最新鋭の工場と何ら変わらない設備を有してございますので、そういった意味では維持費にコストがかかるというのも事実ではございます。</p>
<p>○委員 会長</p>	<p>わかりました。どうもありがとうございました。</p> <p>では、V委員、お願いします。</p>
<p>V委員</p>	<p>今のお話の中で、まず4円の改定ということですが、この4番の(2)に書いてあります特別区長総会において、手数料の改定について確認された。これは4円というのは23区横並びで決まっている金額なのではないかというのがまず第1点です。</p> <p>それと、今費用の上昇ということで16円の収集運搬部門が32円に上がっている。それから12円が19円に上がっている。それは改定額では2円、2円ということで均等に振り分けていますけれども、これも特別区長会のほうの縛りみたいなものがあるのでしょうか。まずその2点です。</p> <p>もしそうだとすれば、通常だったら収集運搬部門のほうの費用を上げて、3円と1円にするとか、そういうことができるのかどうか。本来だったら適正な分配をするのであればそういうことも考えられるのではないかと、その3点をお願いします。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>今回の改定につきましては、23区が同じ内容で改定を目指すということで取り組んでおります。というのは、先ほどもご説明申し上げたことと重複するわけですが、各区の条例の料金設定が事業系の一般廃棄物の収集コストの上限値という形になることから、それについては23区の中での、共通の金額ということが、事業者の方たちの混乱といいますか、そういったことも回避されるだろうというところが働いているところでございます。</p> <p>ご指摘のように条例でございますので、各区が独自に定めるべきものでござい</p>

	<p>ます。しかしながら、23区がこれまで、先ほど申し上げましたように、平成12年の移管までは東京都の中で一体として行われていた事業等がございまして、今般につきましては23区の中でそのような合意ができたということでございます。</p> <p>あと、割り振りといいますか、金額の関係でございませけれども、この金額の改定の中身をもう少し詳しくご説明いたしますと、処理部門というところがあるんですけども、これにつきましては一部事務組合に納付するお金になるわけですね。処理業者さんが清掃工場に持ち込む際に、手数料として払うべきお金になりますので、そういった意味では処理業者さんは平成6年以来ずっとこの金額の中で業として努力をされてきているわけですし、28円50銭の範囲の中で業を行ってきたわけですけども、こちらについて、処理部門についてのアップだけとかいうことになりますと、業としてなかなか難しいというようなご要望等もあったようには聞いてございますので、そういった中で、ご指摘のように、高いところから埋めていけばというようなご指摘もあるわけですけども、区側が専ら担っております収集部門については、今後各区の取り組みの中でこれを低減させていくという方向もございまして、そういった中から今回2円、2円という形の値上げをお願いしたということでございます。</p>
V委員	これも区長会の縛りですか。
清掃管理課長	今回についてはそのようになっております。
会長	では、U委員、お願いします。
U委員	<p>この収集部門のことですけども、一般ごみの収集は、雇上業者を一部事務組合ですか、そこが一括して雇い上げるというようなお話を聞いたような記憶がございませけれども、この廃棄物についての雇上の仕方というのはどういうものかというのを一つ伺いたいのと、以前一般ごみの雇上のところで、一括で契約をするので、本来もう少し下がってもいいのではないかというようなお話があったような記憶がございませけれども、そういうような論議はこの区長会の中ではなかったんでしょうか。どういう論議がされたのか伺いたいと思います。</p>
	<p>それで、多分ごみの量も大分減ってきていますし、処理の部門が工場を新設するとかレベルアップするとかというところで、もしそれがここに入っているのであれば、金額が上がるのはわかるわけですけども、その収集運搬部門で費用がかさんでいくというのがちょっと理解しがたいというそんな気がいたしますけれども、いかがでしょうか。</p>
会長	課長、お願いします。

清掃管理課長	<p>具体的な契約に踏み込んだお話なんですけれども、東京都から23区に清掃事業が移管されるに当たりますでは、幾つかの覚書等が存在しているわけですので、それについて雇上会社との契約という形の中で進められてございます。収集は雇い上げの車だけじゃなくて、区の直営車等も入っているわけですが、それにつきましては区とそういった会社との協議等も行う中で、範囲の拡大、別の契約方法の拡大等を協議して、整う調ったものから変更を行うという形で取り組んでいるところでございます。そういったような事情、特別区、23区の清掃事業のこれまでの歴史的な経過等を踏まえながら実際には行われているというところでございます。</p> <p>ご指摘のように、コストについての問題もあるのも事実でございますので、それについては引き続きコスト改善、またそれ以外の部門でのコストの改善については鋭意努力をして改善をしていくということにしております。</p>
会長	K委員、お願いします。
K委員	<p>一つ簡単な質問ですけれども、この三つの要素、事業系の一般廃棄物、それから10キロ云々と、この三つのもので、例えば平成17年度の場合、全体のいわゆる経費というのはどのくらいかかっているのか、それによって大体この、4円上がったらどのくらいになるかという、おおよその見当がつくものですから、アバウトの数字で結構ですが、教えてください。</p>
清掃管理課長	手数料額のお尋ねですか。
K委員	<p>そうです。この三つを合計して17年度どの位のものを事業者全体で負担をしているかという問題です。</p>
清掃管理課長	<p>お答えいたします。</p> <p>料金改定による差額といいますか、事業系の有料ごみ処理券につきましては、これは18年度の実績で2億2,100万円ほどございまして、新しい料金で2億4,900万ということで、2,800万程度の増を見込んでございます。</p>
会長	<p>大体よろしゅうございますか。どうもありがとうございました。</p> <p>では、(4)番目に移ります。(5)番目もごみ減量担当課長ですので、ご説明のほうはご一緒をお願いしますが、(4)番目が「(仮称)杉並区レジ袋有料化推進条例検討会」の報告と今後の進め方について、(5)番目が「第4回すぎなみ環境賞」について(報告)」でございます。よろしく申し上げます。</p>
ごみ減量担当課長	<p>それでは、私のほうから(4)と(5)について報告させていただきます。</p> <p>お手元に資料がございまして、「(仮称)杉並区レジ袋有料化推進条例検討</p>

会」の報告と今後の進め方について」というタイトルになってございます。それから、もう一枚めくっていただきますと、右上に資料1ということで、検討会の報告の概要が載ってございます。それから資料の2ということで、杉並区のレジ袋有料化推進条例検討会の報告となっております。

それでは、本報告については既にご覧になっているかと思いますが、概要版に基づいて報告させていただきます。まず、資料1の概要版をごらんになっていただきたいと思います。

まず一つ目に、レジ袋有料化推進条例の検討結果について、以下の2案について検討されました。A案、B案というような検討がされましたが、今回こういった（仮称）ということでまとめさせていただきました。

それから、条例の目的についてですが、既に杉並区は環境基本条例がございます。平成9年がございますので、そういった精神にのっとってでございます。

主にその考え方でございますが、条例の目的で、レジ袋の有料化が目的なのか、それとも何が目的なのかということがよく議論になりますが、やはり条例の目的は、ただ単にレジ袋を有料化するものではございません。したがって、環境に負荷を与える一つの象徴としてレジ袋の削減ということを進めるということ、それが循環型社会の実現に寄与する、そういったことを目的としてございます。

それから（3）の責務についてでございます。事業者の責務ということで記載がされてございます。ここでも区の責務と区民等の責務というものがございますが、主に事業者の責務につきましては、一般的な努力義務を定めさせていただいてございます。

それから（4）のところでございます。これが今回の条例のポイントになりますが、レジ袋多量利用事業者の義務ということになってございます。それぞれ、飲食料品の小売業を営む事業者のうち、レジ袋年間使用枚数が20万枚以上の事業者、これをレジ袋多量利用事業者と定義いたしまして、レジ袋の削減を図っていただくというような内容になってございます。この辺につきましては、レジ袋の多量利用事業者というのは、もうご存じだと思いますが、容器包装リサイクル法という法律がございまして、その中に言葉として多量利用事業者というのがございます。法律では年間50トンという規定がございまして、そういった利用のところを指定してございますが、そういった考えに準拠して考えてございます。

条例は、一つは法律よりもさらにきめ細かく、皆さんの身近なところというこ

とで、自治体としても事業者として1店舗当たりのレジ袋の枚数に着目いたしましてレジ袋の削減を図ろうという考えになってございます。

それから、その中で（5）のところでございますが、その他の事業者等についてということでございます。①に書いてございますが、レジ袋多量利用事業者以外の事業者及び商店会というような記載がされていますが、そこでは、計画書それから報告書を出していただくようになります。これは多量利用事業者以外のということでございますので、商店会も含めて事業者の一般的な責務としてレジ袋削減に努力していただきたい、そういった考えで出されてございます。しかし、当面は義務ではなくて自主的に提出できるという考え方になってございます。

それから、次のページになりますが、（6）にレジ袋有料化による収益金の還元についてということがございます。これにつきましては、レジ袋有料化によって収益金が生じた場合、その使途についてやはり透明性が大事だと考えてございます。しかし環境保全対策等に使途を限定するというのは適当ではなく、事業者自身の自主的な判断に任せるべきだというようなご意見がございましたので、そういった考えになってございます。

それから（7）の事業者の公表ということで、これもこの条例のポイントになってございますが、①で優良な事業者として推奨する意味での公表が一つございます。また②でレジ袋の取組みが不適切又は著しく不十分な事業者ということで、公表するという規定になってございます。それは、条例の有効性を確保するためにはいろいろな仕組みが必要でございます。罰則という話もございましたが、やはり勧告及び命令と同様に、なかなかそういった厳しいことはできないというようなことになってございまして、当面、公表というようなことになってございます。

また、大きな2番目でございますが、レジ袋の推進条例検討会というものがございまして、今年の5月17日から8月29日まで、5回の検討会を設けさせていただきました。

それで、一番最初のページに戻っていただきまして、今後の主なスケジュールですが、パブリックコメントということで、区民意見の提出手続が10月、11月と既に実施されております。説明会については10月22日月曜日ですが、夜6時から8時ということで、高井戸区民センターで実施したところでございます。また、2回目が10月29日月曜日、やはり時間も6時から8時ということで、阿佐ヶ谷区民センターでやったところでございます。それぞれまた区民の方からのご意見

をいただいているところでございます。それについては10月11日号の区の広報でお知らせしまして、そういったレジ袋有料化の条例に対する考え方、主な内容を作成したということで区民の方にお知らせし、またご意見をいただくというようなことのPRをさせていただいております。

また最後に、今後の予定で、来年の2月、区議会第1回の定例会に条例を提出していく考えでございます。

レジ袋の有料化については以上でございます。

引き続きまして(5)の「第4回すぎなみ環境賞について」の報告をさせていただきます。お手元の「「第4回すぎなみ環境賞」について(報告)」に基づいて報告させていただきます。

今回環境清掃審議会のほうから環境賞の選考委員の選出をいただきました。まずは小池委員になっていただきました。いろいろとご協力いただいたことをお礼を申し上げます。いろいろとありがとうございました。

それと、まず1点目の基本方針でございます。これは、16年からこの「すぎなみ環境賞」を進めてございますが、今年も過剰包装の抑制ということでテーマを実施いたしました。

それから、賞の構成でございますが、それぞれ「薄着賞」「厚着賞」それから「環境にやさしいで賞」それから「ダイエット賞」、今回は「特別賞」ということで規定を設けさせていただきました。このその他表彰するにふさわしいものということで「特別賞」というものも制定させていただきました。

また、3番でございますが、選考委員ということで、構成がここに記載されているとおり、11名で構成してございます。

また4番目の今年度の取り組み状況ということで、それぞれ5月28日からスタートしまして、記載のとおり最終的には10月13、14日の環境博覧会で最終発表ということで、14日の表彰式を終えたところでございます。

次の裏面をご覧くださいになっていただきたいと思います。

5番目でございますが、各賞表彰の選定ということで、ご存じのとおり基本的には区民の投票によって選ばれていきます。具体的な場所としましては区役所のロビーで投票をいただいております。記載のとおり、カッコ内が昨年の数でございます。若干投票数が少ないのが、昨年と1日、日にちが少なかったというところでございます。また10月13日の当日の投票がご覧のとおり昨年より非常に増えてございます。環境博覧会の中で区民の方々、非常に関心が多く数字が伸びて

いるというのが実情でございます。

最終的に区民投票の総票でございますが、若干昨年より落ちましたが、内容的には非常に濃い内容になってきてございます。

(2) の選定についてということでございます。区民投票の結果とまた選考委員の決定に基づいて、6番のほうに各賞の受賞がなってございます。

まず「薄着賞」のほうですが、3件ございまして、グランプリと準グランプリがなってございます。まずグランプリの携帯用のマイボトルですが、これはマイ水筒やマイボトルを持参することで、ペットボトルなどの使い捨て容器を削減できるということに着目してございます。また、ふたをあけてそのまま飲める便利さとバッグに入れやすく、持ち運びが便利だというようなところで、区民の方から大分投票が多く入ってございました。そんなことでグランプリというふうになってございます。

また、準グランプリは、ヤマトのパッキングサービス株式会社のエコメールでございます。これは環境にやさしいメール便ということで、宛名ラベル、テープ、そういったものの張りつけが、従来まで使用されていた全面包装よりも90%以上のごみの減量を図ってございます。そういったごみの排出をすごく抑えた点につきまして準グランプリとなっております。

それから「厚着賞」ということで、トレイやプラスチックパック入りの果物・野菜ということで、現状を見ますとトレイ、プラスチックの使用がまだ多くございます。形の崩れ防止など、どうしても必要な場合もあると思いますが、やはりリサイクルペーパーのトレイのほうがよいというようなことで、区民の方ももうそろそろこういう時代ではないのではないかということで、厚着という形にグランプリにさせていただきました。

次に「環境にやさしいで賞」でございますが、区民部門と事業者部門に分けました。今回特徴なのは、それぞれの学校が一生懸命この環境問題に取り組んできてございます。ですから、点差がそんなにございませんでしたが、その中で今回、区立東原中学校の生徒会がグランプリを取りました。これは一つは、学校の中でそういった活動が十分されているというようなことが報告されまして、生徒会が全体として学校ぐるみでそういったことを活動しているというようなことでございます。

それから、事業者部門のほうの準グランプリが「杉並・わがまちクリーン大作戦」というのもかなり高い数字で投票されました。ご存じのように、これは杉並

区内全域で、皆様方の中でも参加をして大掃除をしていると思いますが、そういった大掃除のイベントでございます。毎年10月に実施される同作戦は、いろんな年齢を超えた大きな輪になってございます。そういった中で、区内の広域で実施しているということで、平成12年度から開始以降、これまでも参加された方に、そういった敬意を込めて、感謝を込めてこういったエールが入ったのかなと思います。そういったことで「環境にやさしいで賞」は以上でございます。

また、今度は事業者部門のワタミ株式会社ということで、これはご存じの方もございますが、環境負荷を低減するというので、今年の7月より、ワタミグループで、国内の全店で使い捨ての割り箸を廃止してございます。割り箸という社会問題が今大きく叫ばれておりますが、そういう中でいち早く割り箸を廃止して、プラスチック製の箸に切り替えたというところに皆さんからの意見が多く集まったのかと思います。森林づくりの活動も開始しているというようなこともございます。CO₂の削減とか使用電力のモニタリングシステムによって電力使用量の削減にも取り組んでいるというようなお話がございましたので、そういったことの説明の中にやはり区民の方からもだいぶ支援がありました。

それから、事業部門の準グランプリがミナミ工業株式会社ということでございます。これは杉並区内に本社がございまして、杉並区の和泉三丁目の中にもございます。

一つは、わかりやすくいえば、眼鏡のレンズで、カッターで形を整えたその残りのところのガラスを、産業廃棄物になってしまうものを全部集めまして、アクリルの再生に成功したということです。ですから再生アクリルの板盤をエコパネルということで、カバー材として使用してございます。これはJEAの認定のエコマーク商品として認定証を取得されているということでございます。

具体的にいきますと、小田急線、それから京王線という駅に時刻表がございまして、その駅の時刻表の外側についてカバー、透明のカバー、そういったものに使用されているということで、区民の方も区内にそういった事業があるのを知らなかったということで、非常に好感が持たれまして、投票が入ってございます。

以上、受賞の内容でございます。

また特別賞でございますが、今回レジ袋の有料化ということで、皆さんもご存じのとおり、サミットストア、それから株式会社いなげや、それから株式会社フードマーケット・オリンピックということで、それぞれ実験に協力していただい

	<p>てございます。そういったところも、やはり区としても大切なことという話をしたところ、やはり審査会の中でも好評を得られまして、以上につきまして決定いたしましたところでございます。</p> <p>それで、7番の各賞の受賞決定の周知でございますが、11月11日号の広報がございます。そういったところに決定した内容についての周知を図り、また区のホームページに掲載したり、それぞれ周知を図っていきたい。またでき上がったものの成果についてはパンフレット等を作成しまして、皆さんのほうにお知らせをしていきたいと存じます。</p> <p>また、せっかくの内容でございますので、区役所のロビーで受賞されたものを展示していきたいと存じます。12月18日から21日ということで区役所のロビーに展示する予定でございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>わかりました。</p> <p>時間が押してきましたので、余り質疑の時間が取れなくて恐縮なんですけど、それぞれについて7～8分ずつで済ませたいと思いますので、ご協力のほどをお願いいたします。</p> <p>最初に、(4)番目の「(仮称)杉並区レジ袋有料化推進条例検討会」の報告と今後の進め方」ということでご説明ありました。これについてお願いいたします。K委員。</p>
<p>会長</p> <p>K委員</p>	<p>これ、どれが条例なのかははっきりわかりませんが、見せていただいた資料2の中の上の部分が大体条例の文章だろうと考えて、1～2点ちょっと質問なり意見をさせていただきたいと思います。</p> <p>まず1点目、これは質問になりますけれども、今回の場合に、例えば6ページの一番最初のところにありますが、「飲食料品小売業を営む事業者」ということで、飲食料品に限定しているわけですね。ところが実際にレジ袋をたくさん使っているのは、これ以外にも、私に言わせれば家電製品の問題とか、ドラッグストアとか、いろいろあると思いますけれども、条例の中で、ここでこういう形に、「営む事業者」というような表現にしてしまいますと、今後近いうちにそれを対象にしたい場合にも条例改正という問題が出てくると思うんですね。そのために、ここの表現の方法として、「等」という言葉をまず1点入れるべきじゃないかなと、こういうふうに思いますが、いかがでしょうか。それがまず1点目でございます。</p>

<p>ごみ減量 担当課長</p> <p>環境清掃部長</p>	<p>それから2点目に、目標というものが、まあ60%削減ということがちらほら書いてありますが、これは個々の店に対しての目標であって、区全体としてどのくらいの店に参加していただいて、例えば初年度は何%、3年度目は何%というような大きな目標というものを打ち出した中で、区民も協力をして、そして実際に参加していただく業者さんというのはそれなりに勇気を持った形で、また考えを持った形で参加していただくわけですから、そういう事業者さんに対して私たちも応援しなければいかぬ、こういう点がありますので、今言ったとおり2点目につきましては、この事業者さんの問題はともかくとして、区としての大きな目標といったものを提示すべきじゃないかなと、こういうふうに思います。</p> <p>あと細かい問題はいろいろありますけれども、とりあえずこれだけにいたします。</p> <p>1点目のご指摘が「等」を入れたらというようなご意見です。そういったことのご意見もこれから十分考えていきたいと存じます。今回対象としているのが、コンビニ、それからスーパーというところに着目してございます。これは17年度にマイバッグ持参調査をしてございまして、その中でコンビニエンスは区内に198店舗ございます。その中で、1店舗当たりの平均が年間26万枚を使っているというようなところがございます。また、スーパーマーケットについては区内に32店舗ございまして、約158万枚の使用枚数になってございます。これは持参調査の中で明らかになってきてございます。そういった二つの事業体を、年間の使用枚数にしますと、約1億万枚ということで、約82%を占めてございます。したがって、そここのところについてまずやっていただいて、それぞれまた拡大をしていくというような考えになってございます。</p> <p>また表現については、今「等」というようなこともございましたので、十分また検討していきたいと存じます。</p> <p>それから、2点目のほうですが、区の大きな目標ということでございますが、これは条例がもし制定になれば、こういった対象になってございます。それで区のほうの目標も60%というような目標がございまして。これは区としても今後60%をやはり一つの目標にさせていただいてございまして、その中でまた有料化ではないやり方もあった場合にも、やはりその60%という目標を達成できるかどうかというところで、今後も公表するとか公表しないとかいうところになってくるのかと存じます。</p> <p>ちょっと私からお答えします。</p>
------------------------------------	---

<p>K委員 会長 I委員</p>	<p>今は検討会の報告書なんですね。条例案じゃないんです。検討会の報告書を今回審議会にご報告しているということで、年次目標をどうするかというのは今後区が当然考えるべきことだと思うんですね。ですから、私ども事務方としては、例えば平成22年度ごろを目標にして、例えば区内で使われているレジ袋を半減するんだとか、60%減らすんだとか、そういった一定程度数値目標をきちんと立てて、それで条例の成案ができる来年の2月、議会に提案しますので、そのころまでには今K委員がおっしゃっているような内容もきちんと決めて、それで説明をさせていただければと思っています。</p> <p>できるだけ年次を入れていただきたいと思います。</p> <p>では、I委員お願いします。</p> <p>すみません、ちょっとお伺いしたい。</p>
<p>ごみ減量 担当課長</p>	<p>(5) 番のときの説明に、当面はこうするという説明を伺ったんですが、将来義務化にする予定があるのかということと、「自主的に「レジ袋有料化等計画書」を提出することができる」ということで、一回出したら、その次から必ず提出しなければいけないという義務が生じるのでしょうか。それとも途中で、これはちょっと難しいから無理だということで撤退することができるのでしょうか。それをちょっとお伺いしたい。</p> <p>(5) 番目で説明した「その他の事業者等」というところがございますけれども、私の説明で当面ということで、商店会についてというところがございますが、今ご指摘のとおり、まずはまだ当面ということで、義務ではなくて自主的な提出でやっていくということでございます。まずそれが1点、よろしいでしょうか。</p>
<p>I委員 ごみ減量 担当課長 環境清掃部長</p>	<p>将来は考えてないということですか。</p> <p>考え方でございますが、何でコンビニだけ、何でスーパーだけとやはりいろいろとご意見がございます。</p> <p>ちょっと補足しますと、いろいろ検討会の議論の中で、先ほどK委員からあったように、レジ袋を使っている事業者すべてに対して適用するような条例が望ましいんじゃないかという意見もありました。ただ、そうは言っても、条例としてつくってそれを実施していく中で、やはりある程度実効性がないと条例を制定して実施するという意味がありませんので、段階的に拡大していくということが望ましいのではないかとということで、検討会の報告ではそのようにまとまっています。</p>

	<p>ただ、私ども区としては、これは全部やりたいですね。これは税条例がそうでしたので、すべての事業者に対して一定のレジ袋の削減義務を義務づけるような考え方を今後も持っていきたいと考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>先ほど部長のご答弁の中にありましたけれども、この審議会で、条例をつくられている最中というか、提出議案をどうこうというのではなくて、何かそういう機会がまたございますか。</p>
<p>環境清掃部長</p>	<p>はい、あります。</p>
<p>会長</p>	<p>とっていただけると皆さんもご意見というのをお持ちだから、そういう条例案になる前に審議会の意見を、まあ説明会でやられているのだから、同じように審議会のほうでも、もうちょっと区の主体性を出したときに、今日は先ほど部長が言われたように、検討会報告だから、形の上ではこれはああそうですか、じゃ承りましたということですね。それに対して意見を言われているだけで、ちょっと宙ぶらりんなところがありますので。</p>
	<p>では、C委員、最後にお願いします。</p>
<p>C委員</p>	<p>レジ袋のことで昨日、一昨日と視察がありまして、京都市に行ってまいりました。今のところはスーパーとかが主な対象なんですけれども、杉並区のレジ袋税のことから端を発したようなんですが、なるべく強制的なものではなく、緩やかな努力義務みたいな形でやっているということで、成果も上げているということを知ったものですから、この検討会の報告、私も委員会などでも、議会のほうでもやっているのですけれども、商店街の人たちにもかなり大変な、計画書の提出だとか、そういった、義務ではないとは言っているのですけれども、かなりの負担がある。そして優良な一生懸命やっているところは公表するということが、かなりそれが営業にも影響がある。いい場合はいいですけれども、逆に協力がない場合にはそれも公表するというもので、そういう点で商店会の方たち、今後拡大していくとなればいろいろなご意見があるのかなと思いますので、もうちょっとその辺、区が、主体的にそういった努力でやっているところもあるということで、ぜひ参考にもしていただきたいというのが、一つの意見として、コンクリートされる前に研究もしていただきたいというのがちょっとお願いです。いかがでしょうか。</p>
<p>ごみ減量 担当課長</p>	<p>まさにそういったご指摘が議論はされているのですね。C委員のご指摘のとおり、平成14年の3月に杉並の環境目的税をするときにもそういった議論がございました。そういった条例を制定するときにも、また杉並区のレジ袋の削減推進協</p>

	<p>議会という組織がございまして、この中でもやはりそういった議論がありました。ただマイバッグ持参率を、60%を目標に取り組んでいるのですが、今は40%台にもいかないということで、区としても、他の自治体の状況を見たり、それから海外の事例も見まして、その中でレジ袋の有料化がレジ袋削減に有効ではないかというような考えになってきてございますので、そういった中で検討会を設けたり、それから具体的にモデル実験をやったり、今回の条例を定めていくような流れになっているということで、一応参考までにお話したいと存じます。</p>
環境清掃部長	<p>ちょっと加えていいですか。</p> <p>C委員がおっしゃるように、京都市は京都市の考え方があると思います。それぞれ地理的な条件とか歴史とか。杉並区は杉並区の考え方で自治をやっているわけですから、この自治体の地方分権の流れの中で条例をどういうふうにつくるのか、そういうことが検討されてきたわけです。ですから言ってみればこの条例をつくっていかうというのが分権力なんです。ですから、それに対して、条例でなくてもいいんじゃないかという意見はわかりますけれども、杉並区のレジ袋の削減の歴史を踏まえれば、これは条例でやるのが当然だと私どもは考えておりますので、よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>時間の関係でここまでにさせていただきます。先ほどお尋ねしましたら、もう一回は最低限というか、機会が持てそうですので、そのときにご意見等をいただければと思います。</p> <p>では、次に移りまして、(5)番目の「すぎなみ環境賞について」、ご質問等ございましたお願いします。よろしゅうございますか。先ほど詳細なご説明がございましたので、理由等もおわかりになったと思います。</p> <p>では、ご承認いただいた、ご承認といえますか、報告ですから大した重みはないですけれども、お聞きしたということにいたします。ありがとうございました。</p>
清掃管理課長	<p>では、5番目の「その他」ということで何かございましたらお願いします。</p> <p>私から、資料はないのですが、口頭でご報告をさせていただきます。</p> <p>当審議会の中でも、諮問事項の審議の中で、杉並中継所に関するご議論があったかと思えます。今般の第3回の区議会定例会の中で、杉並中継所についての質疑がございましたのでご報告をいたします。</p> <p>質問の内容といたしましては、杉並中継所の廃止時期について区はどのように考えているのか。杉並中継所の廃止に当たり解決すべき課題は何か。また、廃止</p>

	<p>後の施設利用をどのように想定しているかという質問がございまして、区長から答弁を申し上げてございます。</p> <p>杉並中継所の廃止時期につきまして、区としては平成20年度末の廃止を目指し、遅くとも平成21年度末までには廃止できるよう対応してまいりたいというふうにお答えをしております。</p> <p>また、今後は杉並中継所の現在の利用区との調整や、廃止となった場合の杉並区で発生した不燃ごみの受入れ施設所在区との課題を23区で調整してまいりますというふうにお答えをしております。</p> <p>さらに、廃止後の中継所の利用につきましては、引き続き、安全な施設であることを前提として、清掃リサイクルを推進する施設として検討してまいりますという答弁を本会議でさせていただいております。</p> <p>当審議会でも話題となった事項でございましたので、報告をさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>会長 環境課長</p>	<p>環境課長。</p> <p>私のほうから1点ご報告をさせていただきたいと思っております。</p>
	<p>昨年度省エネ行動計画を策定しまして、現在省エネ作戦を展開しておりますが、その中で今年度に、省エネに関するウェブサイトを立て上げることになっておりまして、10月10日に、省エネに関する情報を提供という意味でウェブサイトを開設させていただきました。</p> <p>ウェブサイトにつきましては、区役所の公式ホームページがございまして、その右のほうに特設コンテンツということで、杉並の環境情報というところがございまして、そこをクリックしていただきますと、杉並の環境情報館というサイトの表が出ますので、その中に杉並の省エネ作戦というところがございます。現在私どもで行っている省エネ行動計画、省エネ作戦の中の六つの作戦、そのようなことについての情報が出てきますので、そういうことをご報告させていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>わかりました。</p>
	<p>よろしいですか。では、K委員。</p>
<p>K委員</p>	<p>前段でおっしゃった課長さんのほうの中継所の問題ですね、これは広報か何かで発表なさるご予定がございましてか。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>これは区としての方針を示したものでございまして、決定事項ではございませ</p>

<p>会長</p>	<p>るので、現時点で出す予定はございません。</p> <p>丁寧にお伝えしておきたいということでご説明になられたと思います。よろしいですか。</p> <p>では、最後に次回の開催日程を決めさせていただきたいと思います。</p> <p>次は、1月の中旬にというお話で、スケジュールをご確認願いたいのですが、1月16日の水曜日の午前10時からが一つと、二案が1月17日の木曜日、これは午後2時からです。それから三案目、最後ですけれども、1月18日の金曜日、午後2時から。</p> <p>それで、いつものとおりご都合の悪い方、恐縮ですけれども、挙手をお願いいたします。1月16日水曜日の午前中、ご都合の悪い方。</p> <p style="text-align: center;">(挙手)</p> <p>それから1月17日木曜日の午後、悪い方。</p> <p style="text-align: center;">(挙手)</p> <p>2名。はい。</p> <p>それから1月18日金曜日、午後、ご都合の悪い方。</p> <p style="text-align: center;">(挙手)</p> <p>お一方いらっしゃいますか。</p> <p>そうすると、1月16日水曜日の午前10時からということに決めさせていただいてよろしゅうございますか。事務局よろしいですか。</p>
<p>環境課長 会長</p>	<p>そういうふうにしていただきたいと思います。</p> <p>今日ちょっとご欠席の方が多いため、ちょっと不安な面もあるんですけども、一応この会の員数で決めさせていただきました。1月16日水曜日の10時からです。</p> <p>では、これをもちまして第25回の杉並区環境清掃審議会を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。</p>